

【緊急！】消費者トラブル注意報 第105号

**「簡単に稼げて高収入」などと勧誘する
副業サイトや情報商材に注意してください！**

SNSやインターネットの広告を通じて、「簡単に稼げる」、「副業で高収入」、「初期費用は稼いで取り戻せる」などと勧誘され、副業や情報商材についての高額な契約をしたが、全くもうからなかったとの相談が急増しています。

□相談事例

【事例1】スマホで見つけた、相手の悩みなどを聞くだけでももうかるというマッチングアプリの副業に申し込んだ。始めてみると、マッチングした相手とやり取りするための登録費用やポイント等の費用を次々に請求され、一切稼げなかった。

【事例2】SNSで副業の勧誘を受け、FXの自動売買サポートの契約をした。初期費用を払って情報商材を購入したが、やり方がわからない。解約しようと相手に連絡したが、「高額なサポートプランを受ければ払った金額をすぐに取り戻せる」などとしつこく説得され、解約させてもらえない。

■消費者へのアドバイス

- 「簡単に稼げる」、「気軽にできる」と強調する広告やSNSの情報を安易に信じてはいけません。うまい話をうのみにしないようにしましょう。
- 特に、副業を始めるに当たり、登録料や利用料等を請求するものには要注意です。
- 一旦支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。特に勧誘者や契約の相手方、事業者の連絡先について確認せずにお金を支払うことは、絶対に止めましょう。
- 知り合いからの勧誘であっても、怪しい勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 「お金がない」と断っても、クレジットカードでの高額決済や消費者金融からの借金を勧められて契約させられるケースが増えています。借金を勧めるような副業の勧誘は断りましょう。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））